

◎新潟県告示第913号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年7月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 見附中之島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
見附市新町一丁目243番3から 同市学校町二丁目406番4まで	新	(A) 7.7～19.5メートル	1,099.2メートル
見附市新町二丁目299番1から 同市学校町二丁目406番4まで		(B) 16.0～16.0メートル	960.2メートル
見附市新町一丁目243番3から 同市学校町二丁目406番4まで	旧	7.7～19.5メートル	1,099.2メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。